

給食費負担軽減補助金のお知らせ

令和6年4月より
保護者が負担する「給食費」に対して、2,000円
を補助します。



昭島市では、市内にお住いで幼稚園・保育施設等に在園する児童の保護者の経済的な負担を軽減するため、3～5歳児クラスのお子さんの「給食費」の一部を補助することで、子どもの健やかな成長を支援いたします。対象者や補助の方法につきましては、下記のとおりになります。

- 対象施設：幼稚園・保育園・認定こども園・認証保育所・認可外保育所
- 補助対象：上記の施設で保護者が負担する「給食費」
- 対象者：昭島市にお住まいで、対象施設に在園している3歳児クラス～5歳児クラスのお子さん
ただし、給食費が免除または補足給付の対象になっている世帯は除く。
(幼稚園等の満3歳児クラスのお子さんも対象になります。)

■支給方法■

①市内の保育園・認定こども園に在園している場合

直接、市が対象施設に補助をしますので、保護者が負担するのは園が定める「給食費」
から2,000円を差し引いた金額となります。

例えば、給食費4,500円-2,000円=2,500円が保護者負担額となります。

※保護者の方の手続きはありません。

※各施設の支払い方法に従ってください。

②市内の幼稚園・認証保育所・認可外保育所に在園している場合

直接、市が対象施設に補助をしますので、保護者が負担するのは園が定める「給食費」
から2,000円を差し引いた金額となります。

例えば、給食費4,500円-2,000円=2,500円が保護者負担額となります。

※在園する施設に、「委任状」を必ず提出してください。

※各施設の支払い方法に従ってください。

対象施設（10園）

※啓明学園幼稚園のみ、保護者の方が直接申請手続きを行ってください。

昭島幼稚園、あけの星幼稚園、昭島台幼稚園、昭島恵泉幼稚園、栗ノ沢幼稚園、昭島すみれ幼稚園
藤幼稚園（※）、つみき保育園、アルペジオ昭島中神町園、ひかりの森保育園

③市外幼稚園・保育園・認定こども園・認証保育所・認可外保育所に在園している場合

保護者の方に直接補助をしますので、各自で補助金の申請手続きを行ってください。

申請手続きには、保護者が給食費としてひと月に支払った額の証明書（「給食費に係る支払い証明書」第2号様式）が必要になります。

昭島市外に在所する 幼稚園・保育園・認定こども園・認証保育所・認可外保育施設
例えば、啓明学園幼稚園（※）、キンデルガルテン松中幼稚園、聖愛幼稚園 他

※藤幼稚園の場合は、保護者の方による申請手続きは不要です。

●●申請手続きについて●●

①申請に必要な書類

- A. 昭島市保育施設等給食費負担軽減補助金交付申請書（第1号様式）
- B. 給食費に係る支払い証明書（第2号様式）※保護者が施設に作成依頼をしてください。
- C. 身分証明書（支給認定通知書（水色 or オレンジ色）、運転免許証、マイナンバーカード他）
※支給認定通知書がない（紛失は除く）場合、在園証明書をご準備ください。

②申請請求月と支給月

申請請求の手続きができるのは、下記の第1期～第4期になります。

申請請求の手続きを行う回数は、保護者が選択できます。

- 例えば、
- ・3か月に1回の場合：毎期ごとに年4回払い
 - ・6か月に1回の場合：4月～9月分を第2期に、10月～3月分を第4期の年2回払い
 - ・一括の場合：第4期にまとめて行う年1回払い

	第1期	第2期	第3期	第4期
申請請求月	7月	10月	1月	4月
支給月	8月末	11月末	2月末	5月末

注意

第4期のみ、申請請求が20日を過ぎると、お支払いできない場合があります。

各申請請求月 15日締め切り（土曜・日曜、祝日にあたる場合は前開庁日）

③手続き方法（電子申請・郵送・窓口）

	ぴったりサービスを利用した電子申請		郵 送		市役所窓口
	A. 昭島市保育施設等給食費負担軽減補助金交付申請書（第1号様式） B. 給食費に係る支払い証明書（第2号様式）				
支給認定通知書の添付	身分証明書の写し（免許証等）	身分証明書（免許証等）持参			

【二次元コード】



お問い合わせ先

昭島市子ども家庭部子ども育成支援課保育所幼稚園係
電話番号：042-544-5111 内線 2162～2165